

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工 事 名：令和8年度皇居外苑清水濠及び牛ヶ淵景観改善工事
2. 工事場所：東京都千代田区皇居外苑
清水濠、牛ヶ淵
3. 工 期：令和9年3月26日
4. 工事内容：近年、濠水浄化が進み、各濠の透明度が向上してきた一方、一部の濠で水草が異常に繁茂して水面が一面覆われ、景観損なわれていることや悪臭や虫の発生等の問題が生じるようになった。本工事は、今後予定している清水門のライトアップに伴う石垣の景観改善、利用促進のため、水草の刈取りを行うものである。

(1) 夏季：清水濠 を想定。

- ・水生植物除去実施対象範囲 24,147m²（別添図面のとおり）
- ・除去対象水生植物 ヒシ、ホザキノフサモ等
- ・発生材場外搬出 想定量：33t、12台

(2) 冬季：牛ヶ淵 を想定。

- ・水生植物除去実施対象範囲 15,000m²（別添図面のとおり）
- ・除去対象水生植物 ハス等
- ・発生材場外搬出 想定量：10t、4台

なお、水草の繁茂状況によって数量等の変更を行う。

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 特記事項

1. 地域事項の概要

- ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、皇居外苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
- ・工事にあたっては、「皇居外苑作業心得」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。

- ・ 工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
- ・ 工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
- ・ 施工にあたって周辺施設・構造物等や樹木を損傷したり、通行者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
- ・ 周辺施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、監督職員に直ちに連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。
- ・ 工事にあたっては、疑義点が生じた際には、監督職員に協議すること。
- ・ 本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

2. 一般共通事項

- 工事写真は、(A4 版、 版)の工事写真帳に整理して1部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、出来高数量報告書、工事写真記録をA4版ファイルで整理すること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID補正）
- ③調査対象工事：工事着手前に周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。

(2) 工程関係

- ①関連機関との協議による制約
 - a. 関連機関：
 - b. 制約内容：
 - c. 制限内容：

(3) 安全対策関係

- ①交通誘導警備員の配置
 - a. 対象要因：牛ヶ淵、清水濠における水草除去、発生材の場外搬出
 - b. 対象箇所：隣接道路、歩道ほか
 - c. 対象期間：施工対象濠周辺部での施工期間中等（適宜）
 - d. その他：監督職員に予め確認すること。工事に際しては、歩行者や車両の安全を確保するため、必要に応じて交通誘導員を配置するなど安全対策を講じなければならない。

- ☑ ②対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a.対象施設・管理者：周辺道路、建物等
 - b.対象箇所：牛ヶ淵、清水濠における濠周辺部
 - c.施工条件：事前調整、手続き等
 - d.その他（協議状況他）：監督職員に予め確認すること。工事で施工対象濠の隣接道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。

□

4. 特記仕様

I 水生植物管理

1. 水生植物除去工（夏季の清水濠のヒシやホザキノフサモ等）

- (1) 作業にあたっては、刈取り作業船等により極力地際からヒシやホザキノフサモ等の除去を行うものとする。
- (2) 除去より発生した刈草片は、速やかに場外に搬出し適正に処理すること。
- (3) 濠内に落ちているゴミ類（ビニール、缶等）がある場合は分別し、管理事務所集積所まで運搬すること。
- (4) 刈草の水を切るための仮置き場として、管理事務所所有のピアフロート 250(8 m²分)の貸与を受けることができる。使用にあたっては、破損することのないよう、十分注意すること。もし損害を与えた場合は、請負者の負担により修理すること。ただし、自然災害等やむを得ない場合を除く。
- (5) 運搬にあたっては、トラック等から水分が流れ出ないように配慮すること。
- (6) 刈取り後、水面に残った水草は回収すること。

2. 水生植物除去工（冬季の牛ヶ淵のハス等）

- (1) 作業にあたっては、根茎刈取り作業船等により水面上や水中に展開する葉や茎だけでなく、地中の地下茎部分を切りつけて除去を行うものとする。
- (2) 除去より発生したハス片は、速やかに場外に搬出し適正に処理すること。
- (3) 濠内に落ちているゴミ類（ビニール、缶等）がある場合は分別し、管理事務所集積所まで運搬すること。
- (4) 水を切るための仮置き場として、管理事務所所有のピアフロート 250(8 m²分)の貸与を受けることができる。使用にあたっては、破損することのないよう、十分注意すること。もし損害を与えた場合は、請負者の負担により修理すること。ただし、自然災害等やむを得ない場合を除く。
- (5) 運搬にあたっては、トラック等から水分が流れ出ないように配慮すること。
- (6) 刈取り後、水面に残った水草は回収すること。

5. 発生材場外搬出処理

- (1) 除去した水生植物は、再資源化施設に搬出し関係法令に従い適正に処理すること。

別添

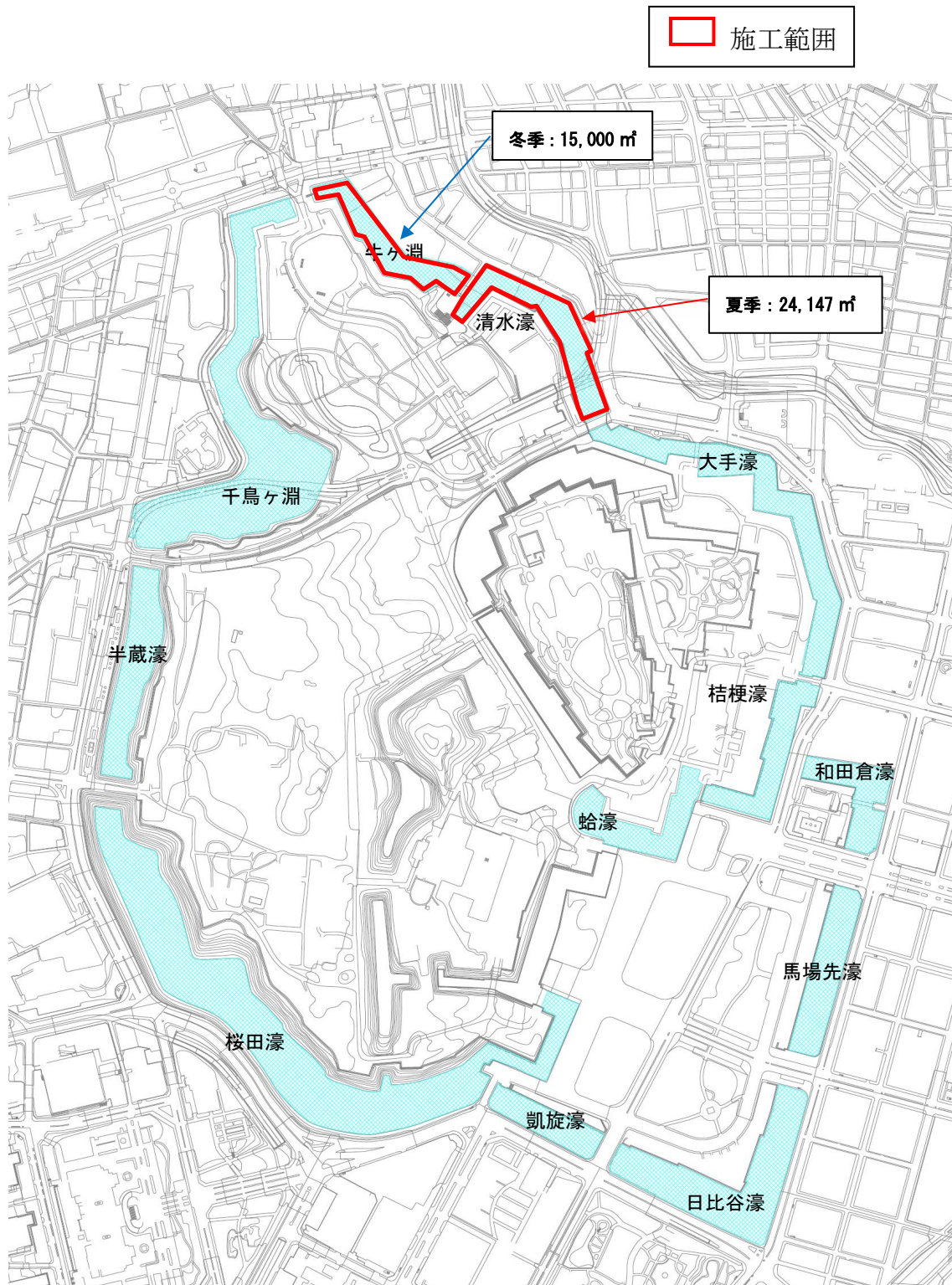


図 1 実施場所位置図

